

### 畜産農家（個人事業者）の皆様へ

昨年発生しました口蹄疫により被害を受けられました方々には謹んでお見舞い申し上げます。さて、いよいよ確定申告の時期が迫ってまいりましたが、申告の準備はお済みでしょうか。平成 2 2 年分の確定申告に当たっては、次の事項にご注意いただきますようお願いいたします。

#### 1 確定申告期限について

平成 2 2 年分の確定申告期限は次のとおりです。お早めの申告をお願いします。

【所得 税】 平成 2 3 年 3 月 1 5 日（火）

【消費税及び地方消費税（個人事業者）】 平成 2 3 年 3 月 3 1 日（木）

#### 2 口蹄疫被害に対する国からの手当金等の課税上の取扱いについて

口蹄疫被害に対する国からの手当金等については、特例法(注)により特別の措置（所得税の免税措置）が講じられていますが、平成 23 年 1 月 1 日現在、その対象となる手当金等は別表のとおりです。

なお、この免税措置を受けるためには、確定申告書を提出する際に、『口蹄疫に対処するための手当金等の交付により生じた所得に関する明細書』と『手当金等の通知書の写し』を添付していただく必要があります。

(注) 特例法とは、「平成 22 年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律」をいいます。

#### 3 特例法による免税対象所得の計算方法について

特例法によって免税とされる手当金等に係る所得金額（A）の計算は、次のとおりです。

$$A = \text{【交付を受けた手当金等の合計額】} - \text{【手当金等の額の計算の基礎となった家畜にかかる原価・費用・損失額の合計額】}$$

<イメージ図>

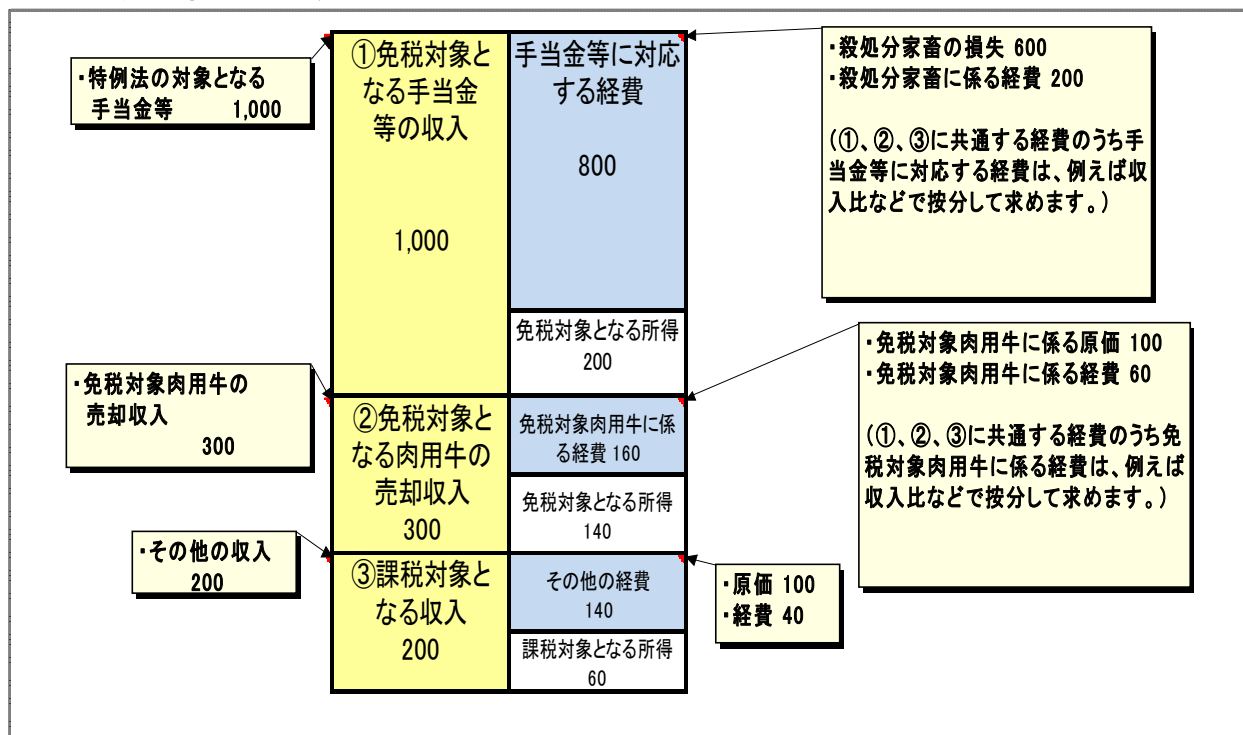


#### 4 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（措置法 25 条関係）の適用について

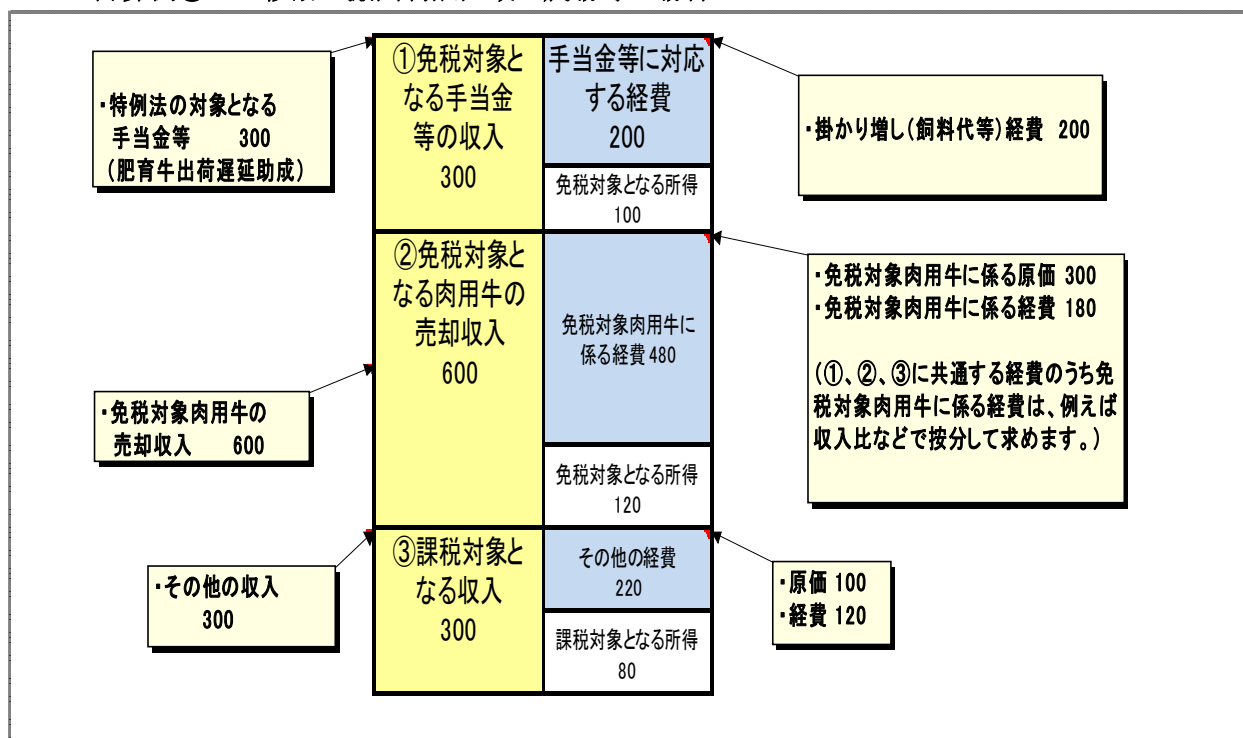
従来の肉用牛の売却による農業所得の課税の特例による免税措置（以下「肉用牛の売却による免税」といいます。）に変更はありません。

牛の生産農家・肥育農家などの方で、特例法による免税と肉用牛の売却による免税の両方の適用を受ける場合は、それぞれに免税対象の所得金額を計算することになります。

##### <計算例①・・・発生農場等の場合>



##### <計算例②・・・移動・搬出制限区域の農場等の場合>



## 5 口蹄疫被害に対する地方公共団体等からの補助金の課税上の取扱いについて

県・市町村などから次のような補助金や助成金を受けた場合には、事業所得の収入金額に含めることになります。

ただし、事業所得の金額は、事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除して算出しますので、これらの補助金等の交付を受けた場合でも、掛かり増しの経費等の支出が多いなど所得金額が黒字にならない時には所得税は課税されません。

＜補助金の例＞

- ・ 出荷遅延による飼料等の掛かり増し経費への助成
- ・ 家畜の導入費用に対する助成
- ・ 畜舎を増設した場合の増設費用への助成 など

## 6 口蹄疫被害義援金を受け取った場合の課税上の取扱いについて

宮崎県・鹿児島県が社会福祉法人宮崎県（鹿児島県）共同募金会と共同で募集した「口蹄疫被害義援金」や市町村などが募集した「口蹄疫被害義援金（支援金）」を受け取った場合は、心身又は資産に加えられた損害につき支払いを受ける相当の見舞金と認められ、非課税になりますので、事業所得の収入金額に含める必要はありません。

## 7 所得税の確定申告書等への記載方法について

特例法による免税、肉用牛の売却による免税の適用を受けられる場合は、確定申告書等の記載に当たって次の点にご注意ください。

### (1) 青色申告決算書・収支内訳書

青色申告決算書・収支内訳書には、免税の計算を行う前の金額（免税の適用を受ける収入及びそれに係る経費等をすべて含んだ金額）を記載します。

### (2) 確定申告書

申告書B第一表の「所得金額」欄には、免税の計算を行った後の金額（青色決算書・収支内訳書の「所得金額」欄の金額から、特例法による免税及び肉用牛の売却による免税の適用を受ける所得金額を差し引いた金額）を記載します。

また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に、次のように記載します。

＜記載例＞ 口特1条 (免) ××××円 ←特例法による免税の適用を受ける場合

措法25条 (免) ××××円 ←肉用牛の売却による免税の適用を受ける場合

(注) 申告書B第一表の「収入金額」欄には、青色決算書等の「収入金額の計」欄の金額をそのまま記載します。

## 8 消費税における各種手当金・補助金等の課税上の取扱いについて

個人事業者の消費税及び地方消費税の計算に当たっては、国や地方公共団体などからの手当金、補助金及び助成金は不課税となります。

○ お分かりになりにくい点がありましたら、最寄りの税務署までお問い合わせください。

別表

口蹄疫被害に係る各種手当金等の名称及び通知書の名称一覧

○ 特例法により特別の措置(所得税の免税措置)が講じられている手当金等

平成23年1月1日現在

番号	手当金等の名称	通知書の名称	交付対象者
1	へい殺畜等手当金	平成22年度へい殺畜等手当金の交付について(通知)	発生農家
2	口蹄疫発生農家経営再建支援補助金	平成22年度口蹄疫発生農家経営再建支援補助金の交付決定及び確定について	発生農家
3	経営支援互助金	家畜防疫互助基金交付通知書(振込み)	発生農家
4	非加入生産者等支援金	平成22年度非加入者等支援金交付通知書(振込み)	発生農家
5	口蹄疫まん延防止対策事業補てん等補助金	平成22年度口蹄疫まん延防止対策事業補てん等補助金の交付決定について(通知)	予防的殺処分農家
6	畜産経営再開支援金	平成22年度畜産経営支援金等交付通知書(振込み)	予防的殺処分農家
7	子豚のとう汰緊急対策事業助成金	子豚のとう汰緊急対策事業助成金の交付について	周辺農家 (移動・搬出制限区域農家)
8	出荷遅延豚緊急対策事業助成金	出荷遅延豚緊急対策事業助成金の交付について	周辺農家 (移動・搬出制限区域農家)
9	早期出荷促進助成金	平成22年度宮崎県早期出荷促進緊急対策事業補助金の交付決定及び確定について(通知)	周辺農家 (移動・搬出制限区域農家)
10	早期出荷促進支援金	平成22年度畜産経営再開支援金等交付事業交付通知書(振込み)	周辺農家 (移動・搬出制限区域農家)
11	出荷遅延助成金	平成22年度肥育牛出荷遅延緊急対策事業助成金の交付決定について(通知)	周辺農家 (移動・搬出制限区域農家)
12	出荷遅延助成金 (宮崎、熊本、鹿児島共通)	子牛出荷遅延助成金	周辺農家